

### 第3検討部会 会議録

会議の名称	第20回 第3検討部会
開催日時	平成20年6月20日(金)午後18時30分から20時30分
開催場所	川口市職員会館 講座室B
出席者	(部会長)佐藤副委員長 (委員)増田委員、松本委員、阿部委員、浅羽委員、伊田(清)委員、鈴木委員
会議内容	・編集委員会からの宿題について(確認) ・比較表について
会議資料	・編集委員会からの宿題資料 ・比較表(整理統合版)
発言内容	<p>1. 比較表の内容検討について</p> <p>1) 追加すべき項目について</p> <p>・「職員の責務」(「行政の役割・責務」の一つの項目として)、「苦情・不服等に関する措置」(「市政へのアクセス手段」の一つの項目として)、「個人情報保護」(新規に含める)、「審議会等への参加」(「市政へのアクセス手段」の一つの項目として)については明確に内容を記述すべきである。</p> <p style="padding-left: 2em;">含めて記述することとする。</p> <p>2) 「前文」について</p> <p>・内容は良いが、文章は条例に即した形式で後ほど整理する必要がある。</p> <p>・「赤々と燃えるキューポラ～」の一文は文章として残してほしい。</p> <p>3) 基本理念</p> <p>(1) 自治への主体的な取組みと市民の意識改革</p> <p>・2つ目のコンマにある「魅力ある地域の創造」という概念を1つ目のコンマの文章に含める。</p> <p>・「市民の意識改革」については、p4「市民参加・協働」の中にも同様の項目がある。</p> <p>・意識改革をしてから参加するということではなく、参加することを通じて意識を変えていくという言い方にしたい。</p> <p>・「援助」という用語は行政と市民が対等であるという概念と違うので外す。</p> <p style="padding-left: 2em;">「～創造できるように協働して取組むこと」とする。</p>

・「行政は～」について、議会は含めなくてもいいのか。議会も含めた「市政」として書くべきではないか。

「市は」という主語として、行政と議会を含んだ記述とする。

#### (2) 行財政運営

・「行政は」ではなく「市は」とする。

#### 4) 基本原則

・基本原則に含めるべき内容は、「情報公開・共有、参加、協働、平等・公平」とする。

これを加えた上で、他のものも残しておく。(後ほど他の部分に挿入する)

#### 5) 目的

・このままで良い。

#### 6) 条例の位置づけ

・1コンマの「他の条例等の制定及び～」の一文は、「改正手続き」に移動させる。

・最後のコンマの「市民は」は、「市民及び議員、市長、職員は」とするなど含めている内容の明確化が必要である。

#### 7) 地域のビジョン(川口らしさ)

##### (1) 近隣市町村との連携、協力

・p10の「国、県、近隣市町村、海外との連携」に移動させる。

##### (2) 合併協議機関の設置

・合併が前提に捉えられる。ここからは削除する。

##### (3) 次世代の産業と教育・福祉を先導

・意図としてこのような内容の条文が残ってほしい。

・ただ、具体的な政策分野を書くと、総合計画になってしまう。個別具体の記述は削除する。

##### (4) その他

・安全・安心、環境等のキーワードも盛り込みたいが、総合計画になってしまう。他の部会から同様の提案があれば採用することを検討する。

#### 8) 定義

- ・「市民」は、住所を有する者、住所がなくても住んでいる者、また、納税していない場合でも居住している者を含める。
- ・「市長」は、「市長の役割」に移動する。

#### 9) 市民

##### (1) 市民の責務・役割

- ・書かれている内容のままでよい。
- ・「市民の評価」については、削除する。

##### (2) 市民参加・協働

- ・書かれている内容のままでよい。

##### (3) 地域との連携

- ・書かれている内容のままでよい。

##### (4) 市政へのアクセス手段

- ・アクセスする前提として、市政に関する情報が取得しやすくすることが重要。どういう情報がどこにあるのかが分かりにくい状況を回避すること。
- ・パブリックコメントなどの受動的な仕組みを超えて、能動的な市民提案制度を構築する旨を含める。
- ・書かれている内容のままでよい。

##### (5) 住民投票

- ・書かれている内容のままでよい。

#### 10) 議会

##### (1) 議会・議員の役割・責務

- ・書かれている内容のままでよい。

##### (2) 議会の活性化

- ・「議会の活性化」は、最初の一文のみ採用。後ろは削除。

- ・「 市政の議員の政策立案への協力、援助の義務」はそのまま。
- ・「 議会の透明性と運営の公開」は、具体的な手段は逐条解説とする。

#### 11) 市長

##### ( 1 ) 市長の役割・責務

- ・書かれている内容のままでよい。

##### ( 2 ) 多選規定

- ・削除

#### 12) 行政

##### ( 1 ) 行政の役割・責務

- ・「行政は地場産業の為に～」は、「行政は産業及び市民のために～」とする。

##### ( 2 ) 組織運営

- ・書かれている内容のままでよい。

##### ( 3 ) 行政評価

- ・「財政評価」は行財政評価に含まれているため、削除する。

##### ( 4 ) 行政監査

- ・「外部監査」を重視する。

##### ( 5 ) 総合計画

- ・書かれている内容のままでよい。

##### ( 6 ) 財政

- ・「 福祉等の公的扶助費の代替」「 市民の負担」については、文言としては条例に記載することは難しいが、考え方を他のところも含めて反映したい。

##### ( 7 ) 情報公開・広報

- ・p5の「市政へのアクセス手段」と統合整理する。

##### ( 8 ) 職員の能力向上・意識改革

- ・2コンマ目も表現が厳しいが、残すことにする。

	<p>( 9 ) 国・県・近隣市町村、海外との連携  ・書かれている内容のままでよい。</p> <p>13) 条例の運用</p> <p>( 1 ) 改正手続き  ・書かれている内容のままでよい。</p> <p>( 2 ) 評議会/運用検証委員会  ・内容面は他の部会の内容と調整する。このような機関の設置は第三部会として明確に訴えることとする。</p>
<p>次回以降日程</p>	<p>第 21 回 8 月 1 日 ( 金 ) 18:30 ~</p>